

# 財務報告に係る内部統制に関する基本方針

当社は、会社法の求める内部統制システムの構築に関して、2006年5月25日の取締役会において、「内部統制基本方針」を決議しました。

当社及び当社グループは、「内部統制基本方針」をふまえ、財務報告の正確性と信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を構築し、適正な整備及び運用に努めます。

## 1. 責任者

当社及び当社グループにおける財務報告に係る内部統制に関する事項については、当社の代表取締役社長が責任者となり推進します。

## 2. 管理体制

財務報告に係る内部統制の評価の計画と範囲の決定は、会計年度毎に管理本部長及びガバナンス統括本部監査室長が共同で行い、代表取締役社長が承認します。

財務報告に係る内部統制の評価はガバナンス統括本部監査室が行い、代表取締役社長が結果を承認します。

## 3. 評価期間及び基準日

財務報告に係る内部統制評価の適用初年度は、2009年1月1日より開始する会計年度とし、以後、会計年度毎に評価を実施します。評価基準日は期末日の12月31日とします。

## 4. 教育・訓練

財務報告に係る内部統制を適切に実行するために、必要な教育及び訓練を実施します。

2009年1月1日策定  
株式会社 建設技術研究所  
代表取締役社長 中村 哲己